居宅介護　契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます。）と合同会社ＭＡＡＲ訪問介護事業所マアル（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し障害者総合支援法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護等を提供し、利用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

１　この契約の契約期間は、令和　　　年　　　月　　　日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

２　契約満了の２日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（居介護計画）

１　サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえたうえで、居宅介護サービスの目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成します。

２　居宅介護等計画については、１年に１度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

３　居宅介護等計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及び家族に説明します。

第４条（居宅介護サービスの内容）

１　事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた居宅介護等計画に沿って、居宅介護等サービスを提供します。

２　利用者が利用できるサービスの内容は、個別支援計画書のとおりです。事業者は個別支援計画書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

３　居宅介護等計画が利用者との合意をもって変更されて、もしくは介護給付費の支給決定内容が変更されて、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合は、利

用者の了承を得て新たな内容の個別支援計画書を作成し、それをもって居宅介護サービスの内容とします。

第５条（介護給付費支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護給付費支給期間満了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第６条（サービス提供の記録）

1　事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を電子データに入力し、データは当事務所で保管します。
保管期間は、この契約の終了後２年間とします。

2　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第２項の記録の閲覧ができ、複写を求めることができます。ただし、複写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第７条（料金）

1　利用者は、サービスの対価として［契約書別紙］に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2　事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌々月中旬頃に利用者に交付します。

3　利用者は、当月の料金の合計額を翌々月末日までに[口座振り込み・口座振替（料金自動引き落とし）]の方法で支払います。

4　事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

5　利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第８条（サービスの中止）

1　利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2　利用者がサービス実施日の前日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して[契約書別紙]に定める計算方法により、料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第７条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第９条（相談・苦情対応）

１　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の相談・苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

２　次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

①　事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

②　事業者が守秘義務に反した場合

③　事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第１０条（契約の終了）

１　利用者は事業者に対して、１週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が１週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

２　前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する自由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

３　事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

４　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①　利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１４日以内に支払われない場合

②　利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

５　利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い、介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い、支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の市区町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約更新で対応することができることとします。次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

６　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①　利用者が施設に入所した場合

②　居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合

③　利用者が死亡した場合

第１１条（秘密保持）

１　事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

３　事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者に説明し、同意を得ます。

第１２条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第１３条（緊急時の対応）

事業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第１４条（身分証携行義務）

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第１５条（連携）

１　事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、他の指定居宅介護事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する物との密接な連携に努めます。

２　事業者は、居宅介護等の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する物との密接な連携に努めます。

第１６条（本契約に定めのない事項）

１　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第１７条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名の上、各１通を保有するものとします。

契約締結日　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

事業者

合同会社MAAR
訪問介護事業所　マアル
（事業所番号：　東京都　1310401466）
東京都新宿区大久保1-6-12　未来投資ビル5階
代　表　　　早　川　　美　惠

利用者

住　所 ______________________________

氏　名 ____________________

代理人又は立会い人等（利用者との関係：　　　　　　　　　　　）

住　所 ______________________________

氏　名 ____________________